

令和3年2月16日提出

令和3年2月市議会定例会

説明書・参考

議案第23号～議案第34号

島田市

説 明 書

議案第23号 島田都市計画向島町・若松町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例について

適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的として、島田都市計画向島町・若松町地区計画の区域内における建築物等の制限について定めるため、新たに条例を制定し、令和3年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第24号 島田市北部体育館条例について

令和3年3月31日をもって閉校となる北中学校の屋内運動場を島田市北部体育館とし、社会体育施設として使用できるようにするため、新たに条例を制定し、一部の規定を除き、令和3年5月1日から施行しようとするものです。

議案第25号 島田市職員の給与に関する条例及び島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

時間外勤務手当等の基礎となる勤務1時間当たりの給与額の算出に地域手当及び特殊勤務手当を算入するため、関連する2つの条例を一括して改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第26号 島田市手数料条例の一部を改正する条例について

令和2年9月に公布された建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第266号）の施行に伴い、関連する手数料の額を変更するとともに、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を新たに設定するため、また、市営住宅の自動車保管場所使用承諾証明書の交付を業務委託することに伴い、当該事務に係る手数料を廃止するため、条例の一部を改正し、令和3年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第27号 島田市介護保険条例の一部を改正する条例について

第8期島田市介護保険事業計画の策定に当たり、令和3年度から令和5年度までに見込まれる介護給付費等の支払いに対応するとともに、負担能力に応じた保険料を設定するため、条例の一部を改正し、令和3年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第28号 島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

令和3年1月に定められた指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関す

る基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行に伴い、作成したケアプランにおける各サービスの割合等に関する利用者への説明を事業者に新たに求めるとともに、より利用者の意向や状態像に合ったケアプランの作成に資する点検・検証の仕組みの導入、感染症対策や業務継続に向けた取組の強化等のため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第29号 島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

令和3年1月に定められた指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、感染症対策や業務継続に向けた取組の強化等のため、条例の一部を改正し、令和3年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第30号 島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について

令和3年3月31日をもって湯日小学校と初倉小学校、北中学校と島田第一中学校が統合されることに伴い、湯日小学校及び北中学校の屋内運動場に関する規定を削除するため、条例の一部を改正し、令和3年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第31号 島田市川根体育館条例の一部を改正する条例について

他の社会体育施設の使用料等を考慮し、使用者の区分を新たに設け、使用料の額を定めるため、条例の一部を改正し、令和3年7月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第32号 島田市民総合施設条例の一部を改正する条例について

新たに導入する映像配信カメラ等の利用料を設定するため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第33号 島田市民総合施設条例等の一部を改正する条例について

利用者等へのサービス向上を目的として令和3年度に導入する施設予約システムの運用に合わせ、利用料等の納付期限を変更するため、関連する11の条例を一括して改正し、令和3年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第34号 島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

給水装置の撤去に係る設計審査手数料及び工事検査手数料を廃止するため、条例の一部を改正し、令和3年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

目 次

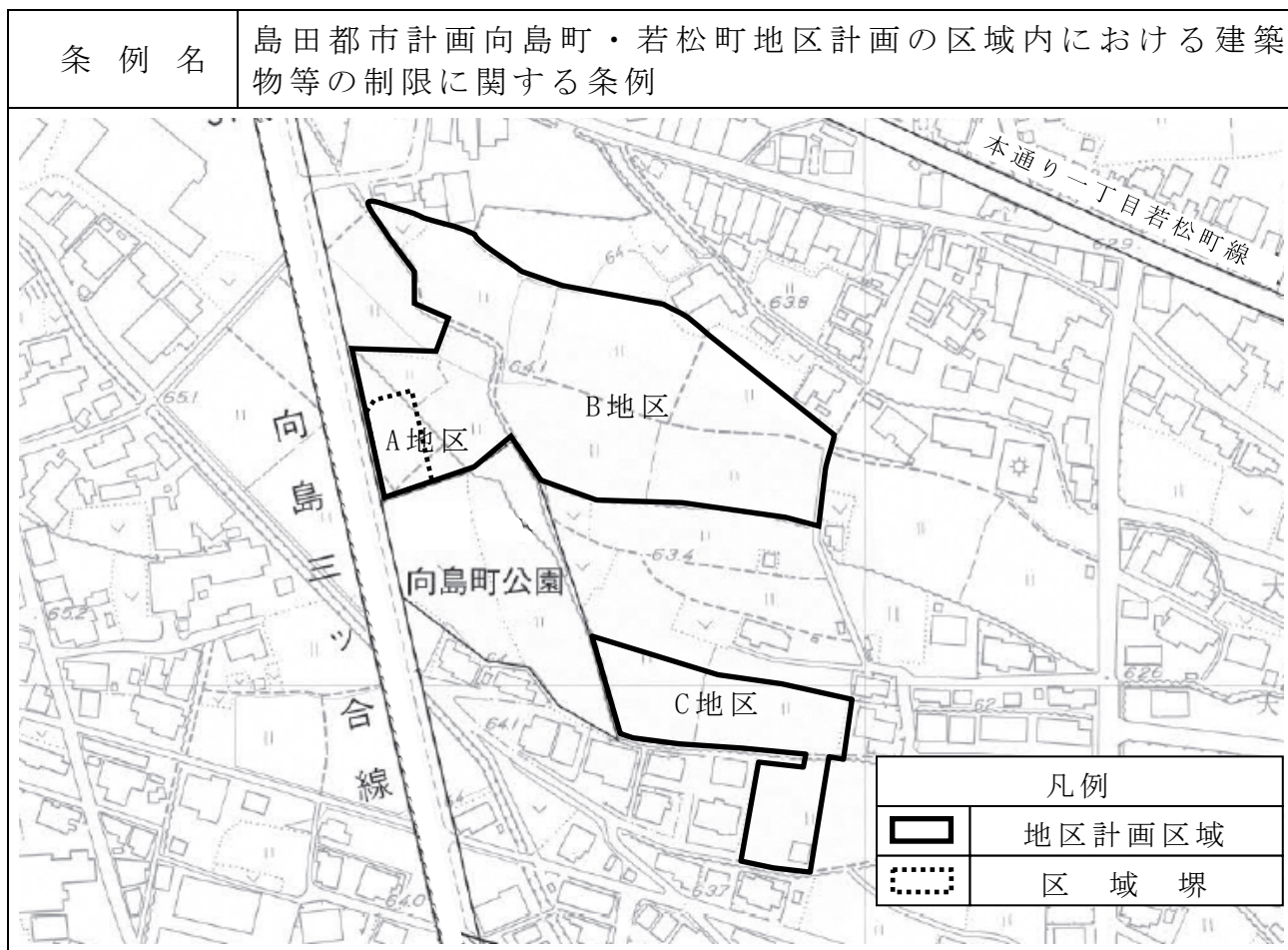
議案第23号	島田都市計画向島町・若松町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例について ◇地区計画区域図及び新旧条文対照表 -----	1
議案第25号	島田市職員の給与に関する条例及び島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	4
議案第26号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	6
議案第27号	島田市介護保険条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	32
議案第28号	島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	36
議案第29号	島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	44
議案第30号	島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	52
議案第31号	島田市川根体育館条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	54
議案第32号	島田市民総合施設条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	60
議案第33号	島田市民総合施設条例等の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	62
議案第34号	島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	68

(付記)

図面は、既成の都市計画図等を使用しているため、現況と一部異なる場合があります。

議案第23号 参 考

地区計画区域図



新 旧 条 文

例規名 島田都市計画向島町・若松町地区計画の区域内における建築物等の制限に

新 条 文

○附則第2項関係（島田市建築審議会条例）

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1)

↳ 省略

(3)

(4) 島田都市計画向島町・若松町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（令和3年島田市条例第 号）第11条第1項の規定による許可に関するこ
と。

(5) 前各号に規定する条例の施行に関する重要事項

対 照 表

関する条例

旧 条 文
<p>○附則第2項関係（島田市建築審議会条例） （所掌事務） 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) ↳ 省略</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>前3号</u>に規定する条例の施行に関する重要事項</p>

議案第25号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市職員の給与に関する条例及び島田市会計年度任用職員の給与及び費

新 条 文

○島田市職員の給与に関する条例（第1条関係）

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第16条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。ただし、特殊勤務手当（規則で定めるものに限る。）の支給の対象となる場合における職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、本文の規定により計算した額に、規則で定める額を加算した額とする。

○島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第2条関係）

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出）

第13条 第8条の規定により準用する給与条例第13条、第9条の規定により準用する給与条例第14条及び第10条の規定により準用する給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。ただし、特殊勤務手当（規則で定めるものに限る。）の支給の対象となる場合におけるフルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、本文の規定により計算した額に、規則で定める額を加算した額とする。

対 照 表

用弁償に関する条例

旧	条	文
○島田市職員の給与に関する条例（第1条関係） （勤務1時間当たりの給与額の算出）	第16条	勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。
○島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第2条関係） （フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出）	第13条	第8条の規定により準用する給与条例第13条、第9条の規定により準用する給与条例第14条及び第10条の規定により準用する給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

議案第26号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市手数料条例

新 条 文

別表（第2条関係）

番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額	
省略						
62	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に係る認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	一戸建ての住宅以外の住宅	省略		
				省略		
				共用部分	省略	
					適合証を添付しない場合	1件につき118,000円
				住戸部分及び共用部分以外の部分	適合証を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき10,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき17,000円
	適合証を添付しない場合	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき246,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき309,000円				
	法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項及び次項に					

対 照 表

旧 条 文						
別表（第2条関係）						
番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額	
省略						
62	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に係る認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	一戸建ての住宅以外の住宅	省略		
				共用部分	省略	
					適合証を添付しない場合	1件につき120,000円
					適合証を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき10,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき29,000円
					適合証を添付しない場合で法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項及び次項に	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき265,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき422,000円

				<p>おいて「市長が定める基準」という。)による審査を行うとき。</p> <p>適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき<u>94,000円</u>、300平方メートルを超えるものは1件につき<u>120,000円</u></p>
			その他の建築物	<p>適合証を添付する場合</p> <p>適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。</p> <p>適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき10,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき<u>17,000円</u></p> <p>床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき<u>246,000円</u>、300平方メートルを超えるものは1件につき<u>309,000円</u></p> <p>床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき<u>94,000円</u>、300平方メートルを超えるものは1件につき<u>120,000円</u></p>
63	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更に係る認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	省略		
			一戸建ての住宅以外の住宅	省略	
			共用部分	省略	
				適合証を添付しない場合	1件につき <u>60,000円</u>
			住戸部分及び	適合証を添付する	床面積の合計が300平方メートル以下のもの

				<p>おいて「市長が定める基準」という。)による審査を行うとき</p> <p>適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき<u>93,000円</u>、300平方メートルを超えるものは1件につき<u>156,000円</u></p>
			その他の建築物	<p>適合証を添付する場合</p> <p>適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき</p> <p>適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき10,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき<u>29,000円</u></p> <p>床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき<u>265,000円</u>、300平方メートルを超えるものは1件につき<u>422,000円</u></p> <p>床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき<u>93,000円</u>、300平方メートルを超えるものは1件につき<u>156,000円</u></p>
63	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更に係る認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	省略		
			一戸建ての住宅以外の住宅	省略	
			共用部分	省略	
				適合証を添付しない場合	1件につき <u>61,000円</u>
			住戸部分及び	適合証を添付する	床面積の合計が300平方メートル以下のもの

				共用部分以外の部分	場合	は1件につき6,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき10,000円
					適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき124,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき156,000円
					適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき48,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき61,000円
			その他の建築物	適合証を添付する場合		床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき6,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき10,000円
					適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき124,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき156,000円
					適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき48,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき61,000円
63の2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項の規定に基づく判定又は同法第13条第2項の規定に基づく判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		特定建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下この項、次項、66の2の項及び備考2において同じ。）（認定建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第37条に規定する認定建築		床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき10,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき17,000円

				共用部分以外の部分	場合	は1件につき6,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき17,000円
					適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき133,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき214,000円
					適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき47,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき81,000円
			その他の建築物	適合証を添付する場合		床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき6,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき17,000円
					適合証を添付しない場合で市長が定める基準による審査を行うとき	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき133,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき214,000円
					適合証を添付しない場合で市長が定める基準以外の基準による審査を行うとき	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき47,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき81,000円

				<p>物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この項及び次項において同じ。)に記載された他の建築物(同法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この項、次項及び備考10において同じ。)に限る。)の非住宅部分(同法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項、次項、66の2の項及び備考2において同じ。)</p>	
			<p>特定建築物(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。)の非住宅部分であつて、工場等(工場、倉庫その他エ</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から66の2の項までにおいて「省令」という。)第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定を行うとき。</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき94,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき120,000円</p>
			<p>エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この</p>	<p>省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣が認める方法又は同号イに規定</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき246,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき309,000円</p>

--	--	--	--	--	--	--	--

				<p>項、次 項、66 の2の 項及び 備考2 におい て同 じ。)の 用途に 供する 部分を 除いた 部分</p> <p>する基準 による判 定を行う とき。</p>		
				<p>特定建築物（認定建 築物エネルギー消費 性能向上計画に記載 された他の建築物以 外の建築物に限る。） の工場等の用途に供 する部分</p>	<p>床面積の合計が300平 方メートル以下のもの は1件につき20,000 円、300平方メートル を超えるものは1件に つき28,000円</p>	
63の 3	<p>建築物のエネルギー 消費性能の向上に関 する法律第12条第2 項の規定に基づく判 定又は同法第13条第 3項の規定に基づく 判定</p>	<p>計画変更に係 る建築物エネ ルギー消費性 能適合性判定 手数料</p>		<p>特定建築物（認定建 築物エネルギー消費 性能向上計画に記載 された他の建築物に 限る。）の非住宅部分</p>	<p>床面積の合計が300平 方メートル以下のもの は1件につき6,000 円、300平方メートル を超えるものは1件に つき10,000円</p>	
				<p>特定建 築物 （認定 建築物 エネル ギー消 費性能 向上計 画に記 載され た他の 建築物 以外の 建築物 に限 る。）の 非住宅 部分で あつ て、工 場等の 用途に 供する 部分を 除いた</p>	<p>省令第1 条第1項 第1号口 に規定す る基準に よる判定 を行うと き。</p>	<p>床面積の合計が300平 方メートル以下のもの は1件につき48,000 円、300平方メートル を超えるものは1件に つき61,000円</p>
				<p>省令第1 条第1項 第1号た だし書に 規定する 国土交通 大臣が認 める方法 又は同号 イに規定 する基準 による判 定を行う とき。</p>	<p>床面積の合計が300平 方メートル以下のもの は1件につき124,000 円、300平方メートル を超えるものは1件に つき156,000円</p>	

--	--	--	--	--	--	--	--

				部分	
				特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき11,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき16,000円
64	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	一戸建ての住宅	適合証（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証明する書類その他これと同等のものとして市長が認める書類をいう。以下この項において同じ。）を添付する場合	1戸につき5,000円
					省略
			一戸建ての住宅以外の住宅		省略
				共用部分	省略
				適合証を添付しない場合	1件につき118,000円
				住戸部分及び共用部分以外の部分	適合証を添付する場合 床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき10,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき17,000円
				適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき246,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき309,000円

64	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	一戸建ての住宅	適合証（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証明する書類その他これと同等のものとして市長が認める書類をいう。以下この項において同じ。）を添付する場合	1戸につき5,000円	
				省略		
			一戸建ての住宅以外の住宅	省略		
				共用部分	省略	
					適合証を添付しない場合	1件につき120,000円
				住戸部分及び共用部分以外の部分	適合証を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき10,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき29,000円
		適合証を添付しない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき265,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき422,000円			

					審査を行うとき。	
					適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき94,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき120,000円
			その他の建築物	適合証を添付する場合		床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき10,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき17,000円
				適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき。		床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき246,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき309,000円
				適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行うとき。		床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき94,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき120,000円
65	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく認	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手続	一戸建ての住宅	適合証（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関す		1戸につき3,000円

				<p>28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から66の項までにおいて「省令」という。)第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき</p> <p>適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行うとき</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき93,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき156,000円</p>
			その他の建築物	<p>適合証を添付する場合</p> <p>適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき</p> <p>適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行うとき</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき10,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき29,000円</p> <p>床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき265,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき422,000円</p> <p>床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき93,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき156,000円</p>
65	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく認	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手続	一戸建ての住宅	適合証(市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	1戸につき3,000円

定の申請に対する審査	料		る法律第36条第2項において準用する同法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証明する書類その他これと同等のものとして市長が認める書類をいう。以下この項において同じ。)を添付する場合	
			省略	
		一戸建ての住宅以外の住宅	省略	
		共用部分	省略	
			適合証を添付しない場合	1件につき <u>60,000円</u>
		住戸部分及び共用部分以外の部分	適合証を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>6,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>10,000円</u>
			適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき。	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>124,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>156,000円</u>
	適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>48,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>61,000円</u>		

定の申請に対する審査	料		る法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証明する書類その他これと同等のものとして市長が認める書類をいう。以下この項において同じ。)を添付する場合		
			省略		
		一戸建ての住宅以外の住宅	省略		
			共用部分	省略	
				適合証を添付しない場合	1件につき <u>61,000円</u>
			住戸部分及び共用部分以外の部分	適合証を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>6,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>17,000円</u>
適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>133,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>214,000円</u>				
	適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>47,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>81,000円</u>			

					準による 審査を行 うとき。	
			その他の 建築物	適合証を添付する場合		床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき6,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき10,000円
				適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき。		床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき124,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき156,000円
				適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行うとき。		床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき48,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき61,000円
66	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料	一戸建ての住宅	適合証（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項に規定する基準に適合することを証明する書類その他これと同等のものとして市長が認める書類をいう。以下この項において同じ。）を添付する場合		1戸につき5,000円
				適合証を添付しない場合で省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき。		1戸につき37,000円
				適合証を添付しない場合で省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査を行うとき。		1戸につき18,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	省略	
				適合証を	申請戸数が1戸のもの	

					準による 審査を行 うとき	
			その他の 建築物	適合証を添付する場合		床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき6,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき17,000円
				適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき		床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき133,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき214,000円
				適合証を添付しない場合で省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行うとき		床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき47,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき81,000円
66	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料	一戸建ての住宅	適合証（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項に規定する基準に適合することを証明する書類その他これと同等のものとして市長が認める書類をいう。以下この項において同じ。）を添付する場合		1戸につき5,000円
				適合証を添付しない場合で省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき		1戸につき37,000円
				適合証を添付しない場合で省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査を行うとき		1戸につき18,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	省略	
				適合証を	申請戸数が1戸のもの	

					<p>添付しない場合で省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき。</p> <p>は1件につき37,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき75,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき106,000円、11戸以上のものは1件につき150,000円</p>
					<p>適合証を添付しない場合で省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査を行うとき。</p> <p>申請戸数が1戸のものは1件につき18,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき35,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき51,000円、11戸以上のものは1件につき75,000円</p>
				共用部分	<p>省略</p>
					<p>適合証を添付しない場合</p> <p>1件につき<u>118,000円</u></p>
				住戸部分及び共用部分以外の部分	<p>適合証を添付する場合</p> <p>床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき10,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき<u>17,000円</u></p>
					<p>適合証を添付しない場合で省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査を行うとき。</p> <p>床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき<u>246,000円</u>、300平方メートルを超えるものは1件につき<u>309,000円</u></p>
					<p>適合証を添付しない場合</p> <p>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p>

					添付しない場合で省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき	は1件につき37,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき75,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき106,000円、11戸以上のものは1件につき150,000円
					適合証を添付しない場合で省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査を行うとき	申請戸数が1戸のものは1件につき18,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき35,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき51,000円、11戸以上のものは1件につき75,000円
				共用部分	省略	
					適合証を添付しない場合	1件につき <u>120,000円</u>
				住戸部分及び共用部分以外の部分	適合証を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき10,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>29,000円</u>
					適合証を添付しない場合で省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査を行うとき	床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき <u>265,000円</u> 、300平方メートルを超えるものは1件につき <u>422,000円</u>
					適合証を添付しない場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの

					い場合で 省令第1 条第1項 第1号ロ に規定す る基準に よる審査 を行うと き。	は1件につき94,000 円、300平方メートル を超えるものは1件に つき120,000円
			その他の 建築物	適合証を添付する場合		床面積の合計が300平 方メートル以下のもの は1件につき10,000 円、300平方メートル を超えるものは1件に つき17,000円
				適合証を添付しない 場合で省令第1条第 1項第1号イに規定 する基準による審査 を行うとき。		床面積の合計が300平 方メートル以下のもの は1件につき246,000 円、300平方メートル を超えるものは1件に つき309,000円
				適合証を添付しない 場合で省令第1条第 1項第1号ロに規定 する基準による審査 を行うとき。		床面積の合計が300平 方メートル以下のもの は1件につき94,000 円、300平方メートル を超えるものは1件に つき120,000円
66の 2	建築物のエネルギー 消費性能の向上に関 する法律施行規則 (平成28年国土交通 省令第5号)第11条 に規定する書面の交 付	軽微変更該当 証明書交付手 数料		特定建 築物の 非住宅 部分で あつて、工 場等の 用途に 供する 部分を 除いた 部分	省令第1 条第1項 第1号ロ に規定す る基準に よる判定 を行うと き。 省令第1 条第1項 第1号た だし書に 規定する 国土交通 大臣が認 める方法 又は同号 イに規定 する基準 による判 定を行う とき。	床面積の合計が300平 方メートル以下のもの は1件につき24,000 円、300平方メートル を超えるものは1件に つき30,000円 床面積の合計が300平 方メートル以下のもの は1件につき62,000 円、300平方メートル を超えるものは1件に つき78,000円
				特定建築物の工場等 の用途に供する部分		床面積の合計が300平 方メートル以下のもの

				い場合で 省令第1 条第1項 第1号ロ に規定す る基準に よる審査 を行うと き	は1件につき <u>93,000</u> 円、300平方メートル を超えるものは1件に つき <u>156,000</u> 円
	その他の 建築物	適合証を添付する場 合			床面積の合計が300平 方メートル以下のもの は1件につき10,000 円、300平方メートル を超えるものは1件に つき <u>29,000</u> 円
		適合証を添付しない 場合で省令第1条第 1項第1号イに規定 する基準による審査 を行うとき			床面積の合計が300平 方メートル以下のもの は1件につき <u>265,000</u> 円、300平方メートル を超えるものは1件に つき <u>422,000</u> 円
		適合証を添付しない 場合で省令第1条第 1項第1号ロに規定 する基準による審査 を行うとき			床面積の合計が300平 方メートル以下のもの は1件につき <u>93,000</u> 円、300平方メートル を超えるものは1件に つき <u>156,000</u> 円

					は1件につき5,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき8,000円
省略					
70	削除				
省略					

備考

1 省略

2 43の項の建築物に関する完了検査申請等手数料及び44の項の中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料 次に掲げるとおりとする。

(1) 区分の欄中床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあつては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項又は第13条第4項の規定による適合性判定通知書の交付を受けた場合は、43の項又は44の項に規定する手数料のほか、適合性判定通知書の交付を受けた建築物1棟ごとに、次に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

ア 特定建築物の非住宅部分であつて、工場等の用途に供する部分を除いた部分

(ア) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの 2,000円

(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの 2,000円

(ロ) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの 3,000円

(ハ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 5,000円

イ 特定建築物の工場等の用途に供する部分

(ア) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1,000円

(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの 1,000円

(ロ) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの 1,000円

(ハ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 1,000円

3

4 省略

8

9 64の項の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次に掲げるとおりとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により申し出る場合は、64の

省略					
70	島田市営住宅管理条例施行規則（平成17年島田市規則第132号）第25条に規定する自動車保管場所の確保を証する書面の交付	自動車保管場所使用承諾証明書交付手数料			1件につき300円
省略					

備考

1 省略

2 43の項の建築物に関する完了検査申請等手数料及び44の項の中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料 区分の欄中床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築した場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

(2) 建築物を移転した場合 当該移転に係る部分の床面積の2分の1

3

（ 省略

8

9 64の項の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次に掲げるとおりとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、64の

項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の64の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

10 65の項の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 次に掲げるとおりとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により申し出る場合は、65の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を記載した場合で、変更（他の建築物を新たに追加する場合を除く。）に係る建築物が複数あるときにおける手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の65の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

(3) 省略

(4) 省略

11 省略

項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の64の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

10 65の項の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 次に掲げるとおりとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、65の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を記載した場合で、変更（他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）を新たに追加する場合を除く。）に係る建築物が複数あるときにおける手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の65の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

(3) 省略

(4) 省略

11 省略

議案第27号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市介護保険条例

新 条 文

(保険料率)

第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 29,760円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 41,664円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 44,640円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 53,568円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 59,520円

(6) 次のいずれかに該当する者 65,472円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 省略

(7) 次のいずれかに該当する者 77,376円

ア 省略

イ 省略

(8) 次のいずれかに該当する者 89,280円

ア 省略

イ 省略

(9) 次のいずれかに該当する者 101,184円

ア 省略

イ 省略

(10) 次のいずれかに該当する者 104,160円

ア 省略

イ 省略

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 107,136円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、

対 照 表

旧 条 文

(保険料率)

第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 30,600円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 42,840円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 45,900円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 55,080円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 61,200円

(6) 次のいずれかに該当する者 67,320円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 省略

(7) 次のいずれかに該当する者 79,560円

ア 省略

イ 省略

(8) 次のいずれかに該当する者 91,800円

ア 省略

イ 省略

(9) 次のいずれかに該当する者 104,040円

ア 省略

イ 省略

(10) 次のいずれかに該当する者 107,100円

ア 省略

イ 省略

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 110,160円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,360円とする。

17,856円とする。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「17,856円」とあるのは、「26,784円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「17,856円」とあるのは、「41,664円」と読み替えるものとする。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,360円」とあるのは、「27,540円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,360円」とあるのは、「42,840円」と読み替えるものとする。

議案第28号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条

新 条 文

目次

第1章 省略

第2章 省略

第3章 省略

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

第5章 雑則（第34条）

附則

（基本方針）

第4条 省略

2

（ 省略

4

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 省略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3

（ 省略

8

対 照 表

例

旧 条 文

目次

第1章 省略

第2章 省略

第3章 省略

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

附則

（基本方針）

第4条 省略

2

） 省略

4

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 省略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3

） 省略

8

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)

↳ 省略

(8)

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)

↳ 省略

(19)

(19)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(20)

↳ 省略

(29)

2 省略

(運営規程)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)

↳ 省略

(8)

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)

↳ 省略

(19)

(20)

↳ 省略

(29)

2 省略

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。

(1)

↳ 省略

(5)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 省略

（勤務体制の確保）

第22条 省略

2 省略

3 省略

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（従業者の健康管理）

第24条 省略

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（掲示）

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。

(1)

↳ 省略

(5)

(6) 省略

（勤務体制の確保）

第22条 省略

2 省略

3 省略

（従業者の健康管理）

第24条 省略

（掲示）

第25条 省略

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生時の対応)

第30条 省略

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

第33条 省略

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第33条において準用する場合を含む。))及び第16条第26号(第33条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることことができる。

第25条 省略

(事故発生時の対応)

第30条 省略

(準用)

第33条 省略

議案第29号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援

新 条 文

目次

第1章 省略

第2章 省略

第3章 省略

第4章 省略

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）

第6章 雑則（第36条）

附則

（基本方針）

第4条 省略

2

3 省略

4

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（運営規程）

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)

3 省略

(5)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 省略

（勤務体制の確保等）

第21条 省略

2 省略

3 省略

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点か

対 照 表

等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

旧 条 文

目次

第1章 省略

第2章 省略

第3章 省略

第4章 省略

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）

附則

（基本方針）

第4条 省略

2

） 省略

4

（運営規程）

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)

） 省略

(5)

(6) 省略

（勤務体制の確保等）

第21条 省略

2 省略

3 省略

ら、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(従業者の健康管理)

第23条 省略

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第24条 省略

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生時の対応)

第29条 省略

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催

(従業者の健康管理)

第23条 省略

(掲示)

第24条 省略

(事故発生時の対応)

第29条 省略

するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)

↳ 省略

(8)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)

↳ 省略

(29)

2 省略

(準用)

第35条 省略

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）及び第33条第27号（第35条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)

↳ 省略

(8)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)

↳ 省略

(29)

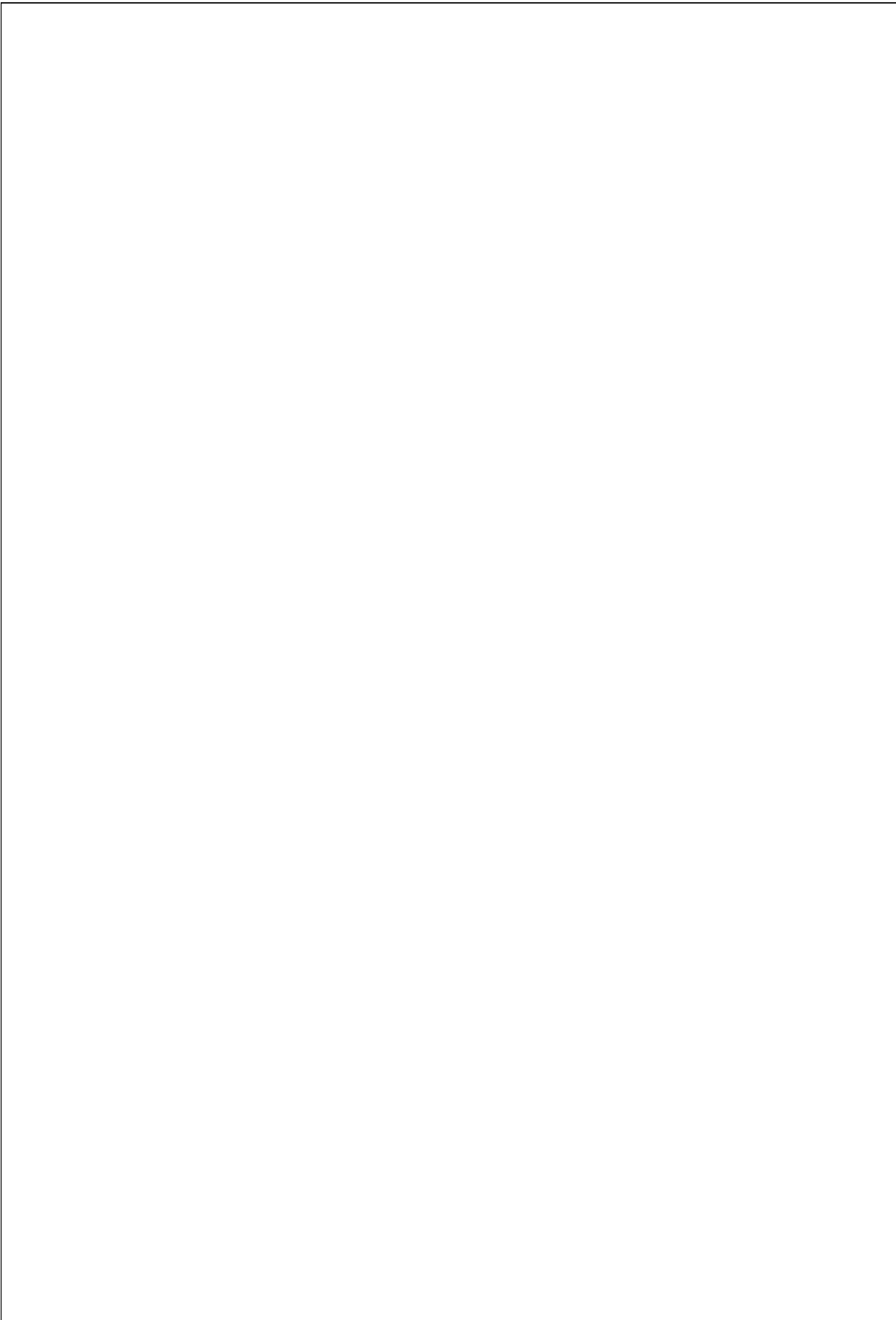
2 省略

(準用)

第35条 省略

磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によること
ができる。



議案第30号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市立学校施設の使用に関する条例

新 条 文

別表第1（第2条関係）

学校施設	区分	学校名	摘要
屋内運動場		省略	
	フロア (中型)	省略	
		島田市立六合中学校	
		省略	
	フロア (小型)	省略	
		島田市立初倉南小学校	
	ステージ 等	省略	
		島田市立初倉南小学校	
	省略		

備考 省略

対 照 表

旧 条 文

別表第1（第2条関係）

学校施設	区分	学校名	摘要	
屋内運動場	省略			
	フロア (中型)	省略		
		島田市立六合中学校		
		島田市立北中学校		
		省略		
	フロア (小型)	省略		
		島田市立初倉南小学校		
		島田市立湯日小学校		
	ステージ 等	省略		
		島田市立初倉南小学校		
		島田市立湯日小学校		
	省略			

備考 省略

議案第31号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市川根体育館条例

新 条 文

(使用の許可等)

第3条 省略

2 教育委員会は、川根体育館の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用の許可」という。）に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(使用の不許可)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 教育委員会が川根体育館の管理及び運営上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が使用の許可をすることが適当でないと認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が第3条第2項の規定により付された使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 使用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が川根体育館の管理上使用させることが適当でなくなると認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消し、使用の許可をした事項を変更し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

3 省略

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が自己の責めによらない理由により川根体育館を使用することができな

対 照 表

旧 条 文

(使用の許可等)

第3条 省略

2 教育委員会は、川根体育館の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付し、又は指示することができる。

(許可の制限)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、川根体育館の使用を許可しない。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 川根体育館の管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が川根体育館の使用を不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、川根体育館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは許可した事項を変更し、又は使用を停止させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。

(3) 第3条第2項の規定により付された使用の許可の条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段によりその許可を受けたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、川根体育館の管理上不相当と認めるとき。

2 教育委員会は、前項に定めるもののほか、公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは使用の許可の条件を変更し、又は使用を停止させることができる。

3 省略

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が自己の責めによらない理由により使用することができなくなったと

なくなったとき。

(2) 使用者が使用の日前5日までに使用の許可の取消しを申し出た場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(3) 使用者が第3条第1項後段の規定により使用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 省略

(行為の制限)

第10条 次に掲げる行為をするために川根体育館（第3条第1項前段の許可に係る部分を除く。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売その他これに類する行為

(2) 寄附の勧誘

(3) 広告物の掲示及び配布

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 第3条第1項後段及び第2項、第4条、第5条、前条並びに第13条の規定は、前項の許可を受けた場合について準用する。

(特別設備の制限)

第11条 川根体育館においては、特別な設備を設け、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた者がこれらの行為をする場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可に伴い生ずる費用は、当該許可を受けた者の負担とする。

3 第13条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

(必要措置の命令等)

第12条 教育委員会は、川根体育館の管理上必要があると認めるときは、使用者若しくは第10条第1項の許可を受けた者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入館者若しくは入館しようとする者に対し、入館を制限し、若しくは退館を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、川根体育館の使用が終わったとき、又は第5条第1項若しくは第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 省略

(損害賠償の義務)

第14条 省略

(委任)

第15条 省略

別表（第6条関係）

き。

(2) 使用者が使用の日前3日までに使用の取消しを申し出た場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(3) 使用者が第3条第1項に規定する使用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 省略

(特別設備の制限)

第10条 使用者は、川根体育館に特別な設備をし、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により生ずる費用は、使用者の負担とする。

(必要措置の命令等)

第11条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入館者若しくは入館しようとする者に対し、入館を制限し、若しくは退館を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、川根体育館の使用 (第10条第1項ただし書の規定により特別設備の許可を受けて使用する場合を含む。以下この項において同じ。)が終わったとき、又は第5条第1項若しくは第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、速やかに使用場所を原状に回復しなければならない。

2 省略

(損害賠償の義務)

第13条 省略

(委任)

第14条 省略

別表 (第6条関係)

区分			使用時間			
			午前	午後	夜間	全日
			午前 8 時 30 分	午後 1 時から	午後 6 時から	午前 8 時 30 分
			から正午まで	午後 5 時まで	午後 9 時 30 分	から午後 9 時
		まで	30 分まで			
アリーナ	一般	市内	620円	620円	1,670円	2,930円
		市外	930円	930円	2,500円	4,390円
	その他	市内	1,860円	1,860円	5,010円	8,790円
		市外	2,790円	2,790円	7,510円	13,180円
卓球室	一般	市内	150円	150円	410円	730円
		市外	220円	220円	610円	1,090円
	その他	市内	450円	450円	1,230円	2,190円
		市外	670円	670円	1,840円	3,280円
ミーティング	一般	市内	150円	150円	150円	460円
グループ		市外	220円	220円	220円	690円
	その他	市内	450円	450円	450円	1,380円
		市外	670円	670円	670円	2,070円

備考

- 1 「一般」とは、入場料の類（川根体育館に入館する者から使用者が領収する金銭又は使用者が発行する入場券等をいう。以下同じ。）を徴収しない使用者をいう。
- 2 「その他」とは、入場料の類を徴収する使用者をいう。
- 3 「市内」とは、市内に住所を有する者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を含む。）又は事務所、事業所等を有する法人その他の団体をいう。
- 4 「市外」とは、市内に住所を有しない者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。）又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体をいう。
- 5 許可を受けてこの表に掲げる使用時間以外の時間に使用する場合の使用料の額は、30分を単位として、正午から午後1時までの間の使用料は午後の使用料の、午後5時から午後6時までの間の使用料は夜間の使用料の、それぞれ15パーセントに相当する額を、その30分当たりの額とする。
- 6 アリーナの一部を占有して使用する場合の使用料の額は、その使用面積がアリーナの面積の2分の1以下のときは、この表に定める使用料の2分の1の額とする。
- 7 上記使用料の計算において10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

区分	使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
アリーナ	620 円	620 円	1,670 円	2,930 円
卓球室	150 円	150 円	410 円	730 円
ミーティングルーム	150 円	150 円	150 円	460 円

備考

- 1 許可を受けてこの表に掲げる使用時間以外の時間に使用する場合の使用料の額は、30分を単位として、正午から午後 1 時までの間の使用料は午後の使用料の、午後 5 時から午後 6 時までの間の使用料は夜間の使用料の、それぞれ 15 パーセントに相当する額を、その 30 分当たりの額とする。
- 2 アリーナの一部を占有して使用する場合の使用料の額は、その使用面積がアリーナの面積の 2 分の 1 以下のときは、この表に定める使用料の 2 分の 1 の額とする。
- 3 備考 1 の場合において、使用料の額に 10 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

議案第32号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市民総合施設条例

新 条 文

別表（第14条関係）

1

） 省略

3

4 附属設備等利用料

(1)

） 省略

(3)

(4) 映写設備利用料

品名	単位	利用料	摘要
省略			
OHP	1台	1,100円	
プロジェクター	1台	5,440円	
省略			

(5) 省略

(6) その他利用料

品名	単位	利用料	摘要
省略			
展示用パネル	1枚	100円	
映像配信カメラ	1台	2,480円	
映像配信装置	1式	2,090円	

備考 省略

5 省略

対 照 表

旧 条 文

別表（第14条関係）

1

） 省略

3

4 附属設備等利用料

(1)

） 省略

(3)

(4) 映写設備利用料

品名	単位	利用料	摘要
省略			
OHP	1 台	1,100円	
省略			

(5) 省略

(6) その他利用料

品名	単位	利用料	摘要
省略			
展示用パネル	1 枚	100円	

備考 省略

5 省略

議案第33号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市民総合施設条例等

新 条 文

○島田市民総合施設条例（第1条関係）

（利用料）

第14条 利用者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を、指定管理者に納付しなければならない。

2 省略

3 省略

4 省略

（利用料の還付）

第16条 既納の利用料は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 省略

(2) 省略

○島田市金谷生きがいセンター条例（第2条関係）

（利用料）

第15条 生きがいセンターを利用しようとする者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を、指定管理者に納付しなければならない。

2 省略

3 省略

4 省略

○島田市都市公園条例（第3条関係）

（利用料）

第41条 第35条の2第1項又は第3項の許可を受けた者（以下「指定公園内行為者」という。）及び指定施設の利用者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定に

対 照 表

旧 条 文
<p>○島田市民総合施設条例（第1条関係） （利用料）</p> <p>第14条 <u>利用者は、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用の許可を受ける際に、納付しなければならない。ただし、ホールの利用にあつては、利用申込みの際に、当該利用料の30パーセントに相当する額（以下「予納金」という。）を納付するものとし、利用の許可を受ける際に、残額を納付しなければならない。</u></p> <p>2 省略 3 省略 4 <u>第1項の規定にかかわらず、国若しくは地方公共団体又はこれらに類する団体の利用料については、利用日以後の期日を指定して納付させることができる。</u> 5 省略</p> <p>（利用料の還付）</p> <p>第16条 既納の利用料は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。<u>ただし、第2号に該当する場合の第14条第1項ただし書に規定する予納金にあつては、この限りでない。</u></p> <p>(1) 省略 (2) 省略</p>
<p>○島田市金谷生きがいセンター条例（第2条関係） （利用料）</p> <p>第15条 <u>生きがいセンターを利用しようとする者は、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用の許可を受ける際に、指定管理者に納付しなければならない。</u></p> <p>2 省略 3 省略 4 <u>第1項の規定にかかわらず、国若しくは地方公共団体又はこれらに類する団体の利用料については、利用日以後の期日を指定して納付させることができる。</u> 5 省略</p>
<p>○島田市都市公園条例（第3条関係） （利用料）</p> <p>第41条 第35条の2第1項又は第3項の許可を受けた者（以下「指定公園内行為者」という。）及び指定施設の利用者は、次項の規定により指定管理者が定める利用料</p>

より指定管理者が定める利用料（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を、指定管理者に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2

） 省略

4

○島田市社会体育用照明施設使用条例（第4条関係）

（使用料）

第5条 照明施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

○島田市伊太庭球場条例（第5条関係）

（利用料）

第14条 庭球場を利用しようとする者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を、指定管理者に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

2 省略

3 省略

4 省略

○島田市川根地区センター条例（第6条関係）

（使用料）

第7条 省略

2 使用者は、前項の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

○島田市茶室棟条例（第6条関係）

（使用料）

第6条 省略

2 使用者は、前項の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

○島田市川根体育館条例（第6条関係）

（使用料）

第6条 省略

2 使用者は、前項の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2

3 省略

4

○島田市社会体育用照明施設使用条例（第4条関係）

（使用料）

第5条 照明施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を使用許可に際し納付しなければならない。

○島田市伊太庭球場条例（第5条関係）

（利用料）

第14条 庭球場を利用しようとする者は、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用の許可を受ける際に、指定管理者に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

2 省略

3 省略

4 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、国若しくは地方公共団体又はこれらに類する団体の利用料については、利用日以後の期日を指定して納付させることができる。

5 省略

○島田市川根地区センター条例（第6条関係）

（使用料）

第7条 省略

2 使用者は、前項の使用料を使用の許可の際に納付しなければならない。

○島田市茶室棟条例（第6条関係）

（使用料）

第6条 省略

2 使用者は、前項の使用料を使用の許可の際に納付しなければならない。

○島田市川根体育館条例（第6条関係）

（使用料）

第6条 省略

2 使用者は、前項の使用料を使用の許可の際に納付しなければならない。

○島田市川根文化センター条例（第7条関係）

（利用料）

第14条 文化センターを利用しようとする者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を、指定管理者に納付しなければならない。

2 省略

3 省略

4 省略

○島田市川根野球場条例（第8条関係）

（使用料）

第6条 省略

2 前項ただし書の使用料は、市長が指定する日までに納付しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

○島田市総合スポーツセンター条例（第9条関係）

（利用料）

第14条 センターを利用しようとする者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を、指定管理者に納付しなければならない。

2 省略

3 省略

4 省略

○島田市川根文化センター条例（第7条関係）

（利用料）

第14条 文化センターを利用しようとする者は、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用の許可を受ける際に、指定管理者に納付しなければならない。

2 省略

3 省略

4 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、国若しくは地方公共団体又はこれらに類する団体の利用料については、利用日以後の期日を指定して納付させることができる。

5 省略

○島田市川根野球場条例（第8条関係）

（使用料）

第6条 省略

2 前項ただし書の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

○島田市総合スポーツセンター条例（第9条関係）

（利用料）

第14条 センターを利用しようとする者は、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用の許可を受ける際に、指定管理者に納付しなければならない。

2 省略

3 省略

4 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、国若しくは地方公共団体又はこれらに類する団体の利用料については、利用日以後の期日を指定して納付させることができる。

5 省略

議案第34号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市水道事業給水条例

新 条 文

(手数料)

第36条 手数料は、次の区分によりこれを徴収する。

区分	金額	納入者	備考
1 第6条第2項の規定に基づく設計審査 (使用材料の確認を含み、修繕及び撤去に係るものを除く。)手数料		省略	
2 第6条第2項の規定に基づく工事検査 (修繕及び撤去に係るものを除く。)手数料		省略	
省略			

2 省略

対 照 表

旧 条 文

(手数料)

第36条 手数料は、次の区分によりこれを徴収する。

区分	金額	納入者	備考
1 第6条第2項の規定に基づく設計審査 (使用材料の確認を含み、修繕に係るものを除く。)手数料		省略	
2 第6条第2項の規定に基づく工事検査 (修繕に係るものを除く。)手数料		省略	
省略			

2 省略